

【協議事項 3】

生活交通確保維持改善計画の変更について

＜協議いただく内容＞

令和 2 年度第 1 回八代市地域公共交通会議において同意いただいた生活交通確保維持改善計画の内容について変更を行うものです。

今回の変更により、10 月 1 日から運行を開始する新規路線「鏡町線」について、地域内フィーダー系統として国（国土交通省九州運輸局）へ届出を行います。

つきましては、別紙のとおり当該計画の変更内容をご確認のうえ、同意いただくものです。

なお、現状で鏡町線が地域内フィーダー系統としての要件を満たすためには、運行区域内において地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する必要があるため、併せて国（国土交通省九州運輸局）へ当該地域の指定について申請を行うことをご報告いたします。

(3) 生活交通確保維持改善計画の変更について ※変更点赤字

1. 生活交通確保維持改善計画とは

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合に策定する計画で、国土交通大臣に認定の申請を行う必要があるもの。

2. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

※次頁参照

3. 補助対象者

八代市地域公共交通会議

※補助金は、八代地域公共交通会議の口座に一旦入り、その全額を八代市へ納入。

4. 補助対象となる系統

■産島線 ■東町線 ■平和町線 ■日奈久～坂本線
■鏡町線

5. 補助要件

①地域間幹線(複数の市町村をまたがる系統(H13.3.31時点))バス交通ネットワークを補完するものであること、または、過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること。

②地域間幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること。

③新たに運行する、または公的支援を受けるものであること。

④乗車人員が2人/1回以上であること。

⑤経常赤字が見込まれること。

※産島線、東町線、平和町線は、補助対象地域間幹線バス系統である田浦線へ接続している。

また、日奈久～坂本線、**鏡町線**は、交通不便地域を運行している。

6. 補助率

補助対象経費の2分の1

※補助対象経費:補助対象経常費用と経常収益の差額

7. 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

R2.7	計画認定申請
R2.9	計画認定
R2.10～R3.9	事業実施
R3.11	補助金交付申請
R4.2	補助金交付決定
R4.3	補助金交付

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



<補助対象経費算定方法>

経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用
× 系統毎の実車走行キロの実績)
－
経常収益
(系統毎の運送収入、運送雑収
及び営業外収益の実績)

○ 補助率

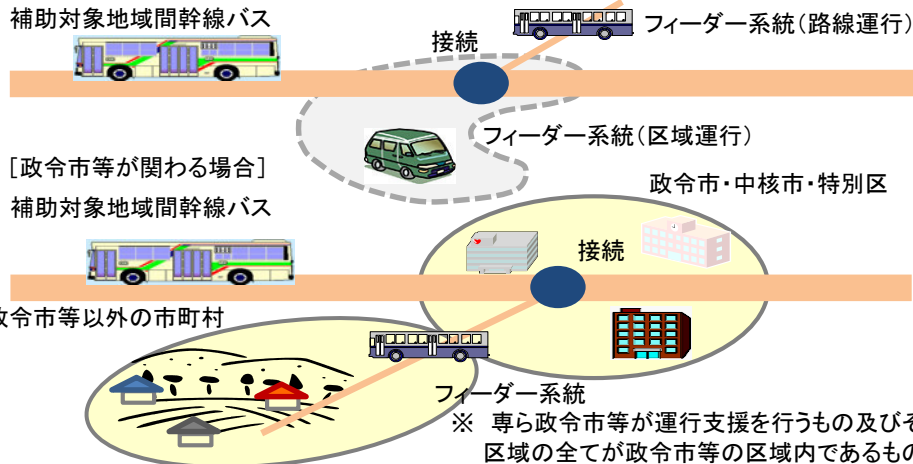
1/2

○ 主な補助要件

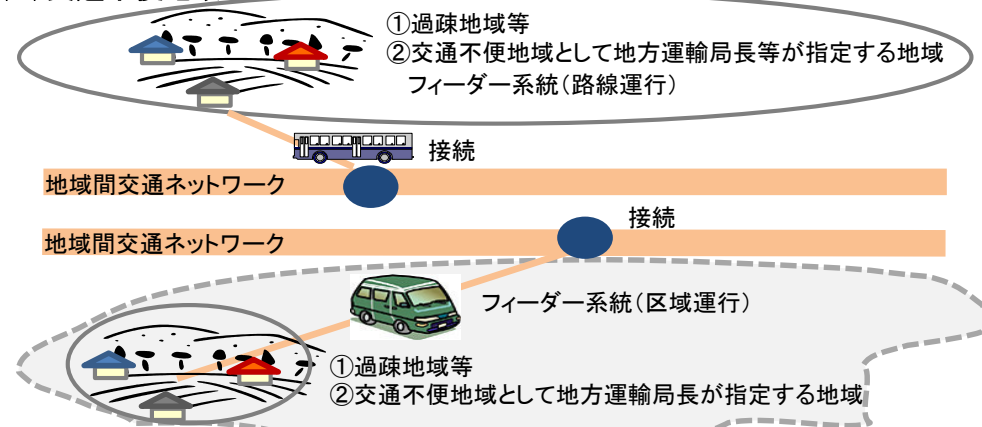
- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人／1回以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



* 地域間交通ネットワーク：黒字路線、鉄軌道（JR、大手民鉄等）も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性（複数市町村間、運行頻度）が必要

生活交通確保維持改善計画の名称																													
八代市生活交通確保維持改善計画																													
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																													
八代市を取り巻く交通の状況は、国道3号、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道が南北に走り、九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道の各駅、さらには国際旅客船拠点整備港湾に指定された八代港を有するなど南九州における交通の要衝となっている。 市域を運行するバス路線は、市内の主要施設を結ぶ路線、本市と他市町を結ぶ路線、市街地を循環する路線があり、それらと中山間地等で運行している乗合タクシーが鉄道駅や各地域の主要バス停などを交通結節点としてネットワークを形成している。 このことにより、市街地内はもちろん、中山間地等からでも市街地に立地する病院、大型ショッピングセンター及び学校等への移動が可能となっており、市民の日常生活に必要不可欠なものとして機能している。 しかしながら、人口減少や自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による財政負担の増加など様々な問題が発生した。 また、地域によっては、サービス水準に対して利用者が顕著に少ない路線、複数の路線が重複し運行頻度が過剰になっている区間または人口集積地であるにも関わらず交通手段が確保されていない区間等が存在し、住民に不便を強いている状況にあった。 このような状況を打開すべく、平成29年7月に「八代市地域公共交通再編実施計画」の国土交通大臣の認定を受け、公共交通網の再編を行った。 申請する4系統は、再編の中で平成29年10月から、路線バス4系統（東町線、産島線、平和町線、大門瀬線の一部）の廃止に伴い乗合タクシーへ移行した系統である。 今後も継続して利用促進に向けた取り組みを行うとともに、再編後のネットワークを維持し、利用者の利便性を維持する必要があることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、当該4系統を存続させていくことが必要である。 また、令和2年10月より新たに運行を開始する鏡町線は、地方運輸局長等が指定する交通不便地域を含めた鏡地域全域を運行区域とする路線である。今後利用者の移動ニーズに柔軟に対応しつつ、利便性を維持していく必要があることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、新規路線を存続させていくことが必要である。																													
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																													
(1) 事業の目標																													
八代市地域公共交通再編実施計画により路線バス4系統を廃止することとなったが、沿線地域におけるサービス水準を確保・維持するために、乗合タクシー移行後の系統毎の輸送人員の目標値を下記のとおりとする。 新規路線については輸送人員の現況値データがないため、目標値は稼働率とする。 <table><tr><td></td><td>(現況)</td><td>(R3 年度)</td><td>(R4 年度)</td><td>(R5 年度)</td></tr><tr><td>【東町線】</td><td>1,507 人/年</td><td>1,619 人/年</td><td>1,731 人/年</td><td>1,843 人/年</td></tr><tr><td>【産島線】</td><td>2,332 人/年</td><td>2,558 人/年</td><td>2,784 人/年</td><td>3,012 人/年</td></tr><tr><td>【平和町線】</td><td>7,370 人/年</td><td>8,002 人/年</td><td>8,634 人/年</td><td>9,267 人/年</td></tr><tr><td>【日奈久～坂本線】</td><td>2,782 人/年</td><td>2,782 人/年</td><td>2,782 人/年</td><td>2,782 人/年</td></tr></table>						(現況)	(R3 年度)	(R4 年度)	(R5 年度)	【東町線】	1,507 人/年	1,619 人/年	1,731 人/年	1,843 人/年	【産島線】	2,332 人/年	2,558 人/年	2,784 人/年	3,012 人/年	【平和町線】	7,370 人/年	8,002 人/年	8,634 人/年	9,267 人/年	【日奈久～坂本線】	2,782 人/年	2,782 人/年	2,782 人/年	2,782 人/年
	(現況)	(R3 年度)	(R4 年度)	(R5 年度)																									
【東町線】	1,507 人/年	1,619 人/年	1,731 人/年	1,843 人/年																									
【産島線】	2,332 人/年	2,558 人/年	2,784 人/年	3,012 人/年																									
【平和町線】	7,370 人/年	8,002 人/年	8,634 人/年	9,267 人/年																									
【日奈久～坂本線】	2,782 人/年	2,782 人/年	2,782 人/年	2,782 人/年																									

【鏡町線】 (R3 年度) (R4 年度) (R5 年度) 50% 55% 60% ※現況値は（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）の実績値 令和 3 年度以降の輸送人員の目標値については、現況値に前年比を乗じて得た値を 3 年後の目標値として算出。 日奈久～坂本線においては、前年比マイナスであったが、運行区域の人口減少を考慮し、今後の利用促進策等により現状を維持することを目標とする。 ※地域公共交通計画策定に合わせて、計画の目標と整合させます。
(2) 事業の効果
2. (1) の 5 系統を維持することにより、集落の高齢者及び、小学校のスクールバス代わりに利用する児童等の日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○乗合タクシーの利用方法や、おでかけプランを掲載した「公共交通だより」の町内回覧板への折り込みを行う（八代市） ○利用者数の動向や地域・利用者からの要望を収集・蓄積する（交通事業者・八代市） ○乗合タクシーを導入し、公共交通不便地域を解消するとともに、大型ショッピングセンターや鉄道駅、病院等を経由することで、利便性の向上を図る（交通事業者） ※前年度の計画を基に作成。地域公共交通計画策定に合わせて、計画に記載された目標を達成するために行う事業及びその実施主体と整合させます。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
八代市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
八代市地域公共交通会議
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
・利用者アンケート ・毎月の乗降者数の集計

8. 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目標・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成21年5月12日（平成21年度第1回） 協議会設立 ・令和元年5月29日（令和元年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の申請及び産島線の見直しについて協議が調う ・令和元年10月15日（令和元年度第3回）文書協議 乗合タクシー運賃の値上げについて協議が調う ・令和2年1月17日（令和元年度第4回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議が調う ・令和2年7月1日（令和2年度第1回） 生活交通確保維持改善計画の申請について協議 ・令和2年9月11日（令和2年度第3回） 生活交通確保維持改善計画の変更について協議	
21. 利用者等の意見の反映状況	
・地域公共交通会議のメンバーとして八代市校長会、市民団体及び住民の代表者に参画いただき、広く意見を募っている。 ・市民を対象とした郵送によるアンケート調査を実施した。 ・八代市MM推進事業として、市内の高等学校、企業、市外からの転入者、バス路線から乗合タクシーへ移行する地区の周辺住民を対象とした調査を実施した。 その結果、東町線、産島線、平和町線、日奈久～坂本線に関する公共交通の存続や、病院や商店、鉄道駅との接続に関する意見等が多かったため、それらを反映した八代市生活交通確保維持改善計画とした。	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	熊本県交通政策・情報局交通政策課
関係市区町村	八代市、氷川町総務課
交通事業者・交通施設管理者等	産交バス、麻生交通、熊本県バス協会、熊本県タクシー協会 熊本県タクシー協会八代支部 熊本河川国道事務所八代維持出張所、県南広域本部、八代警察署 全九州産業交通労働組合、JR九州熊本支社、肥薩おれんじ鉄道
地方運輸局	熊本運輸支局
その他協議会が必要と認める者	熊本県立大学、八代市校長会 市民団体（地域婦人会連絡協議会、老人クラブ連合会） 住民代表（旧市町村の各地域から1名ずつ計6名）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 熊本県八代市鏡町内田 453-1
 （所 属） 八代市総務企画部企画政策課
 （氏 名） 内田 圭亮
 （電 話） 0965-33-4104
 （e-mail） kei-utd@city.yatsushiro.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2021年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統キロ程	計画運行 日数	計画運行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統 等との接続確保策	基準二で該当する要件 (別表7のみ)
八代市	(有)神園交通	(1) 東町線		東町地区 古麓地区			310日	1095.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である産交バスの田浦線と八代駅にて接続	③
八代市	(有)昭和タクシー	(2) 産島線		産島地区 大島地区 郡築地区			358日	1642.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である産交バスの田浦線と八代市役所前にて接続	③
八代市	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(3) 平和町線 (右廻り)	ゆめタウン 八代	弥次分校前	ゆめタウン 八代	(循環)	365日	1460.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である産交バスの田浦線と八代市役所前にて接続	③
						21.4km							
八代市	(有)西田交通 (有)親和タクシー	(4) 平和町線 (左廻り)	ゆめタウン 八代	南平和町	ゆめタウン 八代	(循環)	365日	1460.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である産交バスの田浦線と八代市役所前にて接続	③
						21.4km							
八代市	(有)神園交通 (有)西田交通 (有)大和タクシー	(5) 日奈久～坂本線		日奈久地区 二見地区 坂本地区			365日	2008.0回		区域	②(2)	肥薩おれんじ鉄道と日奈久温泉駅にて接続	③
八代市	(株)八代タクシー (有)千丁タクシー	(6) 鏡町線		文政地区 鏡地区 有佐地区			157日	628.0回		区域	②(2)	JRの鹿児島本線と有佐駅にて接続	①

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八代市
-------	-----

(単位：人)

	人 口
人口集中地区以外	72,310
交通不便地域	8,324+●●

交通不便地域の人口及び地区については九州運輸局の指定に合わせて修正します。

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,710	坂本町、東陽町、泉町	過疎地域自立促進特別措置法
393	二見下大野	局長指定
221	二見野田崎	局長指定
●●	鏡町○○	局長指定

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通網形成計画	平成27年3月27日	-
地域公共交通再編実施計画	平成29年7月12日	H29

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
- 4 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)